（空港保安防災課の所掌事務）

第五十五条の三　空港保安防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等内の秩序の維持に関すること（自動車交通管理課の所掌に属するものを除く。）。

二　空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故及び空港等における災害に関すること（管制保安部並びに空港危機管理課及び自動車交通管理課の所掌に属するものを除く。）。

（空港危機管理課の所掌事務）

第五十五条の四　空港危機管理課は、空港等における航空に関する危機管理に関する事務をつかさどる。

第五十六条第十七項中「一人（」の下に「新千歳空港事務所、」を、「福岡空港事務所」の下に「、鹿児島空港事務所」を加える。

第六十六条第一項中「稚内空港事務所、」及び「、小松空港事務所」を削る。

第八十一条第一項中「空港等の設置及び管理の監督に関する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　空港等の設置及び管理の監督に関すること。

二　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること。

第八十一条第二項を削り、同条第三項中「、種子島空港出張所」を削り、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「、第二項」及び「、種子島空港出張所」を削り、「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「及び第二項」、「、中標津空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項に規定するもののほか」及び「、第二項」を削り、「から第三項まで」を「、第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「、第二項」を削り、「から第三項まで」を「、第二項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二項、第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「前八項」を「前七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「から第三項まで及び第五項から第七項」を「、第二項及び第四項から第六項」に改め、同項を同条第九項とする。

第八十四条第二項中「能登空港・航空路監視レーダー事務所及び」を削る。

別表第三中標津空港出張所の項及び種子島空港出張所の項を削る。

別表第四能登空港・航空路監視レーダー事務所の項を削る。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十七号

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令

都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第十二号中「令第二十一条第二号」の下に「又は第五号」を加える。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十八号

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）及び内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第百三号）の施行に伴い、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律及び内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律及び内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令

（建設工事統計調査規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める。

一　建設工事統計調査規則（昭和三十年建設省令第二十九号）第三条第二号ハ

二　領海等における外国船舶の航行に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第四十号）第四条第六号イ

三　船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号）第二条第七号

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「第四条第百一号」を「第四条第一項第百一号」に改める。

一　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第四十一条第四項

二　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）第一条第五項

（貨物利用運送事業法施行規則等の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「第四条第十五号」を「第四条第一項第十五号」に、「同条第八十六号」を「同項第八十六号」に、「同条第十九号」を「同項第十九号」に改める。

一　貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第四条第三項

二　貨物利用運送事業報告規則（平成二年運輸省令第三十二号）第二条第一項

（国土交通省組織規則の一部改正）

第四条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「国土交通省設置法第四条第二十八号の資産等を定める政令」を「国土交通省設置法第四条第一項第二十八号の資産等を定める政令」に改める。

第九条第二項第一号中「第四条第十五号」を「第四条第一項第十五号」に改める。

（地方整備局組織規則の一部改正）

第五条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第十五号」に改める。

第八条第一項第三十五号中「国土交通省設置法第四条第二十八号の資産等を定める政令」を「国土交通省設置法第四条第一項第二十八号の資産等を定める政令」に改める。

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第六条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十三号中「国土交通省設置法第四条第二十八号の資産等を定める政令」を「国土交通省設置法第四条第一項第二十八号の資産等を定める政令」に改める。

第五条第一号中「第四条第四十六号」を「第四条第一項第四十六号」に改める。

（国土技術政策総合研究所組織規則の一部改正）

第七条　国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第四条第五十七号」を「第四条第一項第五十七号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。